

元高財政第189号
令和元年10月11日

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長 様
議 会 ・ 各 委 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長

副 知 事

令和2年度予算の編成に当たっての基本的な考え方について（通知）

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された新経済・財政再生計画に基づき、経済再生と財政健全化の両立に向けた歳入・歳出改革の取組が進められています。

本県における令和2年度予算の編成に当たっては、こうした国の動向を注視し、積極的な情報収集に努め、確実に予算へ反映していく必要があります。

5つの基本政策のうち、経済の活性化に関しては、今後も人口減少が続く中、本県経済の拡大基調を先々にわたり維持し続けるため、産業振興の推進に係る施策を絶えず進化させていかなければなりません。

また、県政の最重要課題である南海トラフ地震対策については、県民の皆様の命を守る対策の徹底と助かった命をつなぐ対策を一層推進するとともに、速やかな復旧・復興に向けた生活を立ち上げるための対策を加速化する必要があります。

併せて、豪雨災害対策については、平時からハード・ソフト両面で対策を推進していかなければなりません。

さらに、こうした施策の推進のみならず、「日本一の健康長寿県づくり」や「教育の充実と子育て支援」などの基本政策及び「中山間対策の充実・強化」など3つの横断的な政策についても具体的な成果の追求に取り組む必要があります。

これらの施策を進めるに際しては、時々の経済状況やデジタル化の進展といった大きな時代の流れを的確に捉え、本県が時代の最先端を歩むことができるよう創造性を大いに発展させながら、一連の施策を絶えず進化させていくことが重要です。

このため、あらゆる分野においてデジタル化を推進し、県民サービスの向上を図るとともに、課題解決や産業振興に繋がるような取組を推進していかなければなりません。

一方、本県の財政状況は、現時点での試算では中期的な財政運営に一定の目処

が立っているとはいえ、平成30年7月豪雨災害への対応や国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の活用等により臨時財政対策債を除く県債残高は増加しており、財政調整的基金の残高は減少傾向にあります。また、本県の財政運営は、国の歳入・歳出改革等の動きに左右されることから、引き続き、国に対して積極的な提案を行いつつ施策の有効性や効率性を高めるため、義務経費も含めた既存事業のスクラップアンドビルドを徹底しなければなりません。

加えて、デジタル化を推進することにより、行政事務の抜本的な効率化を図る必要があります。

職員一人ひとりがこうした状況を十分に認識した上で、下記の基本的な考え方を踏まえ、事業の大胆な見直し等に取り組み、適切に予算に反映してください。

記

1 県民サービスの確保と財政健全化の推進の両立を図る予算編成

(1) 令和2年度予算編成においては、令和元年度予算に引き続き、既存事業のスクラップアンドビルドを徹底的に行うため、裁量的経常経費にマイナスシーリングを設定するとともに、課題解決先進県を目指した新たな事業への重点的な配分を実施するための「課題解決先進枠」を設定します。こうした仕組みも活用しながら、デジタル化など時代の新しい流れを捉え、職員の創造性の発揮と業務の質の向上に加え、限られた職員数で最大限の力を発揮できるよう、義務経費も含めた既存事業を積極的に見直し、事業の組み替えや、より効果的な事業へのバージョンアップを図ってください。

また、事業の見直しに当たっては、単なる一律の削減でなく、事業間のメリハリにも十分に留意し、事務事業の目標や成果の達成状況を踏まえた見直しを行った上で、具体的な成果を追求し、実効性のある事業の構築に努めてください。

なお、課題解決先進枠の見積額については、部局の裁量的経費の見直し等により見積限度額から削減した額の1.5倍まで見積もることができるものとします。

(2) 投資的経費については、国の3か年緊急対策や平成30年7月豪雨災害等への対応により、令和2年度に相当額を繰り越すことが想定されるとともに、令和2年度は国の3か年緊急対策の最終年度であること等から、昨年を引き続き事業量の平準化を検討する必要があります。このため、令和2年度当初予算における投資的経費については、国の動向等が判明した時点で別途指示することとしますので、各部局においては、あらかじめ事業の優先順位付けをするなど、速やかに対応できるようにしてください。

なお、大規模事業については、政策的意義を踏まえ、その規模やスケジュールについて精査した上で、適切な進捗管理や財政負担の平準化を徹底してください。

- (3) 国においては、新経済・財政再生計画に基づき、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを通じて、歳入・歳出全般にわたる改革を進めています。県においても原点に立ち返り、事業の実効性や費用対効果、優先順位を検証し、事業の必要性について県民の皆様には十分説明できるように努めてください。
- (4) A I や R P A の活用等による行政事務の抜本的な効率化や県民サービスの向上、デジタル技術の活用による課題解決と産業振興を図るため、デジタル化の推進に全庁的に取り組んでいるところです。市町村行政の効率化に資するものも含め、全ての分野においてデジタル化の推進に積極的に取り組むこととしてください。
- (5) 裁量的経費については、重点化と効率化に努めながら、予算見積限度額の範囲内で計上してください。その際、特に需用費や旅費については、「事務事業見直し指針」に基づきペーパーレス化や両面コピー、公務旅行の節減等を徹底してください。また、財源を最大限有効に活用する観点から、予算執行や決算の状況、監査結果などを確実に予算見積りに反映させてください。併せて、事業の執行を常に見据えて、事前にニーズの把握に努めるとともに、市町村及び関係団体等との調整を確実に行ってください。
- (6) 投資的経費のうち公共事業については、事業の厳格な選択と継続事業の見直し、さらには公共工事のコスト縮減への取組を徹底する一方で、インフラ整備や有効活用を加速するため、安全・安心な暮らしを支える命の道や、産業振興、観光など地域活力の向上を図る上で必要な基盤整備を集中的に行い、事業量の確保にも努めてください。
- (7) 近年の度重なる台風や集中豪雨による被害を踏まえ、年間を通じて豪雨をはじめ暴風や高波などへの対策を実施しているところです。
豪雨による被害は、速やかに対策を講じておかなければそのダメージが蓄積し、後にさらに大きな被害を招く危険をはらんでいることから、豪雨に備えるためのインフラ整備などを計画的に進めるとともに、被害をその都度取り除くための維持補修などに重点的に取り組んでください。
- (8) 歳入確保については、国費の積極的な活用、県税や使用料・手数料などの収入未済額の縮減、貸付金等の債権管理の徹底、あるいは遊休財産の処分計画に沿った売却の促進等に加え、県有施設への企業広告の導入、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の活用など新たな財源確保にも積極的に取り組んでください。
- (9) 公的サービスの分野は、民間の力を活用できる開かれたものであり、今後も県民の皆様との協働を進めていく必要があります。そのため、引き続き行

政組織の効率化に努めるとともに、委託がなじむと判断できる業務の外部委託を積極的に推進してください。また、一定規模以上の公共施設の整備等へのPFI手法や長期継続契約の導入を検討してください。

(10) 公社等外郭団体に関する予算については、改革に係る基本方針やその後の状況を踏まえ、各団体の財政状況を精査した上で、自主財源の確保や管理的経費の縮減といった観点から見直しに取り組んでください。

(11) 特別会計の予算に関しても、事業の効率化や経費の徹底した見直しに併せて、一般会計からの繰入を抑制するなど、一般会計の負担の軽減に努めてください。

2 P D C Aサイクルによる継続的な業務改善

施策を一層充実・加速させるもの、より良い方向へと軌道修正するもの、大胆に見直しを図るものなどP D C Aサイクルによる見直しを行うとともに、議会での議論や、関係団体、「対話と実行」の取組、産業振興計画フォローアップ委員会などの意見も踏まえ、検証に基づく継続的な業務改善に取り組み、その結果を予算に反映してください。

3 予算見積限度額の例外について

予算の見積りに当たっては、予算見積限度額の範囲内で計上することを徹底してください。

なお、南海トラフ地震対策を推進するため重点的に実施する事業（新規事業あるいは継続事業の拡充分等）や年度間の経費に大きな差がある事業のうち真にやむを得ないと認められるものについては、予算見積限度額を超えて見積もることができるものとし、当初予算編成の過程で事情を考慮したうえで、別途調整することとします。

4 その他

(1) 今後の国の予算や地方財政計画などの動向を見極めつつ、的確な予算の見積りを行い、年間総合予算として編成してください。

(2) 市町村や民間事業者等への補助事業については、国の補助金や過疎対策事業債、民間資金等のさらなる活用を図ってください。